

泉パークタウンエリア(紫山3・4丁目)にお住まいの方向け

令和8年度

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金

【既存住宅の断熱改修】

申請の手引き



脱炭素先行地域

【問合せ先】

もり みやこだつたんそ

杜の都脱炭素センター ☎(022)745-2030

受付時間 月～金曜日の午前9時から午後5時まで

※土・日・祝日及び年末年始(令和8年12月29日～令和9年1月3日)はお休み

ホームページ <https://sendai-zero-carbon.jp>



【申請書等の提出先】

〒980-0811

仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル

株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

令和8年4月

仙台市環境局先行地域推進室

(第1版)

※ 申請にあたっては「仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金 申請の手引き」も必ずご確認ください。

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金
【既存住宅の断熱改修】を申請される皆様へ

この補助金の活用を検討される方は、以下の点を十分に確認した上で、交付申請してくださいませようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が本市に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 本市の補助金交付決定の日より前に、補助対象事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。
ただし、やむを得ず交付決定の日よりも前に事業に着手しなければならない場合で、「事前着手届出書」(様式第3号)を提出の上、不備がないことを本市が確認した場合は、この限りではありません。
3. この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。
なお、本市は必要に応じて、取得設備の管理状況等について現地調査等を行うことがあります。
4. 取得設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」(様式第12号)を本市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、本市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。
5. 本市は、補助金の交付決定を受けた者及び交付を受けた者に対し、再エネ発電量や CO2 削減量等に関するアンケートについて協力を求めることがあります。

目次

1. 目的	- 4 -
2. 補助金申請の流れ	- 5 -
3. 補助要件	- 6 -
(1) 補助の対象となる者及び住宅の要件	- 6 -
(ア) 補助の対象となる者	- 6 -
(イ) 補助の対象となる住宅	- 6 -
(2) 補助の対象となる製品の要件	- 7 -
(ア) ガラス・窓・断熱材	- 7 -
(イ) 玄関ドア	- 7 -
(3) 補助の対象となる改修の要件	- 8 -
(ア) 改修する居室等と部位について	- 8 -
(イ) 窓・ガラスの工法及び施工について	- 12 -
(ウ) 断熱材(天井・外壁・床)の施工について	- 12 -
(エ) 玄関ドアの改修について	- 14 -
(オ) 既設の窓・ガラス・断熱材について	- 14 -
4. 補助金額について	- 14 -
【参考】補助対象経費の費目等	- 16 -
5. 交付申請等の受付・提出期間	- 18 -
(1) 交付申請の受付期間・提出先	- 18 -
(2) 実績報告書の提出期間・提出先	- 18 -
(3) 補助金交付請求書の提出期間・提出先	- 19 -
6. 交付申請に必要な書類	- 20 -
(1) 必要書類一覧	- 20 -
(2) 補助金交付申請書(様式第1号)の記入方法	- 22 -
(3) 事業計画書(様式第2号)の記入方法	- 27 -
(4) (参考様式)総括表兼断熱改修経費明細書の記入方法	- 29 -
7. 実績報告に必要な書類	- 31 -
(1) 必要書類一覧	- 31 -
(2) 実績報告書(様式第9号)の記入方法	- 32 -
8. 補助金の交付	- 36 -
9. 取得財産の管理・処分	- 37 -
10. 再エネ100%電力契約状況の報告	- 37 -
11. 補助事業完了後の市への協力	- 37 -
12. 添付する写真撮影時の注意点	- 37 -

1. 目的

本市は、令和3年3月に「2050年ゼロカーボンシティ」の宣言を行うとともに、「仙台市地球温暖化対策推進計画」(令和6年3月改定)において、令和12年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で55%以上削減するとの目標を設定し、市民・事業者の皆さまと協働して「脱炭素都市づくり」の取り組みを進めています。

このような中、令和5年11月、本市は、脱炭素・カーボンニュートラルを目指す全国のモデルとなる地域を、環境省が全国で100か所程度選定する「脱炭素先行地域」に選ばれました。

本市の「脱炭素先行地域」は、「109万市民の“日常”を脱炭素化～「働く人」「暮らす人」「訪れる人」が豊かな時間を過ごせる“新たな杜の都”～」をテーマに、定禅寺通エリア、泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)、東部沿岸エリアを対象地域として、令和6年度から令和12年度まで脱炭素に資する様々な取組を展開します。

このうち、泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)では、太陽光パネルの導入や断熱改修等による「住宅の脱炭素リノベーション」に取り組むこととしており、住民の皆さまの設備導入等を支援することを目的として、令和6年度から令和10年度までの5年間、国の交付金を活用した補助事業を実施します。

補助事業の申請にあたっては、本事業の趣旨を十分にご理解いただいた上で、「令和8年度 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)における既存住宅の断熱改修 申請の手引き」(以下「本手引き」という。)のほか、関連する以下の資料を必ず確認してください。

- 仙台市補助金等交付規則
- 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)
- 令和8年度 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金 申請の手引き
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

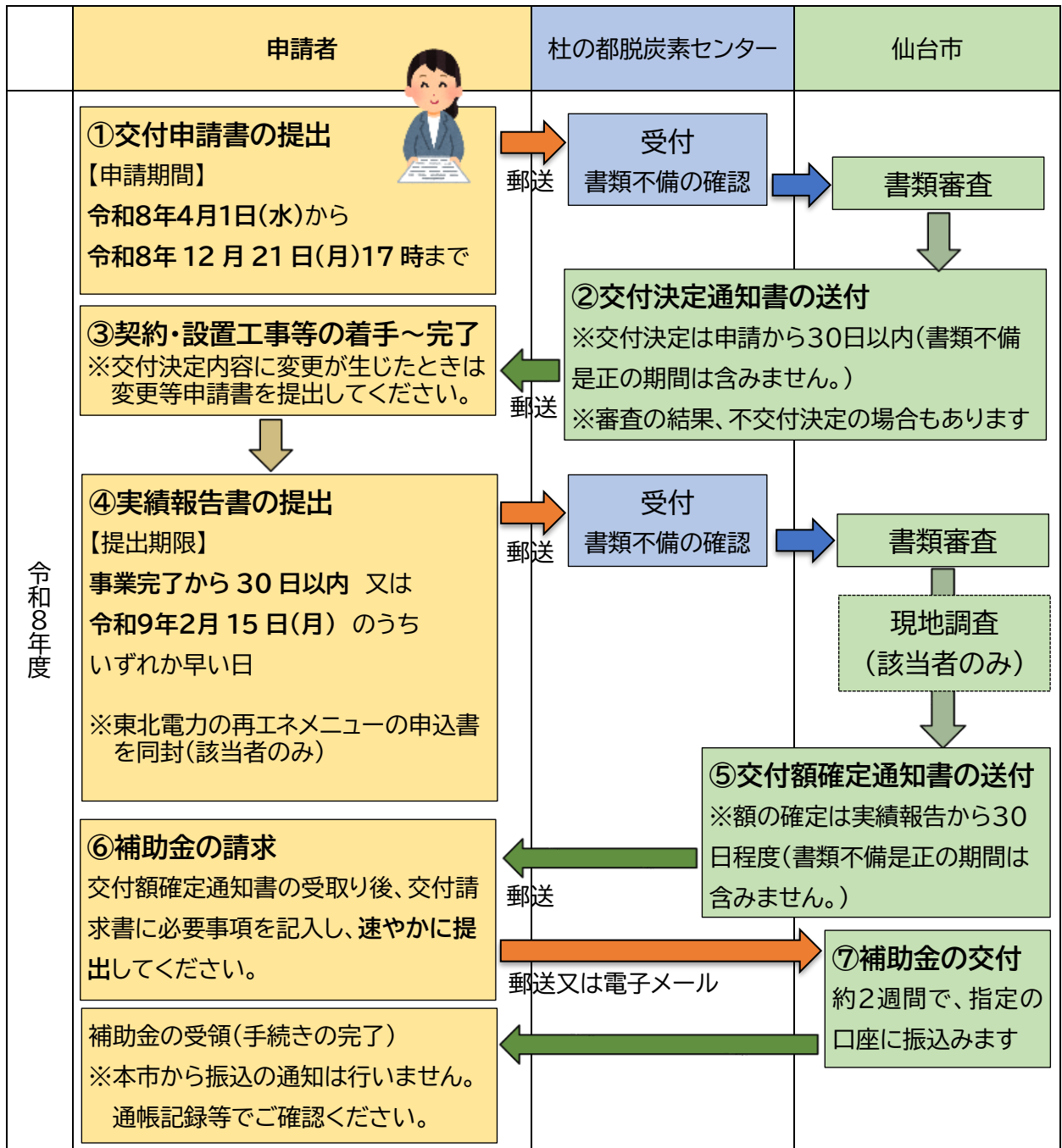
※本市の「脱炭素先行地域」の取り組みについては、以下のリンクをご参照ください。

URL: <https://www.city.sendai.jp/ondanka/senkoutiiki.html>

2. 補助金申請の流れ

補助申請期間（令和8年度）

令和8年4月1日（水）～令和8年12月21日（月）



Q 交付決定の前に着手(契約・着工)した場合は、補助対象にはならないのでしょうか。

A 原則、対象とはなりません。ただし、工期の関係などでやむを得ず交付決定の前に事業に着手(契約・着工)する場合は、着手前に「事前着手届出書」(様式第3号)を提出し、確認を受けてください。なお、事前着手した場合でも、速やかに交付申請書を提出してください。

Q 申請手続きを事業者代行してもらうことはできますか。

A 事業者による申請の代行ができます。ただし、事業者が申請手続きを代行する場合であっても、申請者・補助金交付先は導入設備を使用する方です。

3. 補助要件

- ・「(1)補助の対象となる者及び住宅の要件」を満たしていること
- ・「(2)補助の対象となる製品の要件」を満たしていること
- ・「(3)補助の対象となる改修の要件」を満たしていること
- ・CO2排出の削減に効果があるものであること。
- ・各種法令等に遵守した改修であること。
- ・整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとすること。
- ・事業に関する契約相手方について、原則として2者以上の見積り合わせにより選定すること。
- ・原則として、本市に事業実施の届出を行った事業者によるものであること。※1
- ・原則として、同一対象住宅における断熱改修について、1度もこの補助金の交付を受けていないこと。
- ・断熱改修について、国、本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと。
- ・事業を実施した対象住宅の使用電力を、再エネ100%電力にすること(補助金の交付を受けた年度の翌々年度までに切り替え)。

※1 事業者届出制度について

泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)において補助金を活用して実施する断熱改修は、以下のことを踏まえ、事業者届出制とします。未届け事業者による断熱改修は、原則として補助対象外となります。届出済事業者の一覧は「杜の都脱炭素センター」のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【届出制とする目的】

- ・ 需要家の安心の確保 : 悪質な訪問販売事業者等による勧誘の防止
- ・ 事業の着実な推進 : 事業趣旨及び補助制度を熟知した担い手による事業の着実な推進

(1) 補助の対象となる者及び住宅の要件

(ア) 補助の対象となる者

- ・ 補助対象住宅を所有し、常時居住する個人(引越しする方など予定者を含む)。
- ・ 買取再販業者等の法人(既存住宅を買い取り所有し、本補助金により改修を行った住宅を住宅購入者に販売する事業者)。※1
- ・ 本市の市税を滞納していない者
- ・ 暴力団等と関係を有していない者

※1 買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。また、補助事業者(申請者)又は補助事業者(申請者)と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、補助対象経費は該当する者の利益相当分を排除した額となる。

(イ) 補助の対象となる住宅

- ・ 仙台市泉区紫山3丁目・4丁目に所在する戸建既築住宅であること(新築工事は補助対

象外。令和6年8月1日に所在する住宅を対象とする)。

- ・ 併用住宅の場合、店舗・事務所等部分は対象としない。

(2) 補助の対象となる製品の要件

(ア) ガラス・窓・断熱材

- ・ 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」の対象となる未使用の製品であること。

参考URL:<https://ekes.jp/>



- ・ 断熱材についてはさらに以下A)~C)の条件を満たすこと。
A)表1の性能値を満たすこと(重ね貼りも可とする)

表1 部位別の必要な性能値

熱抵抗値 R (m ² ·K)/W		
天井	外壁	床
2.7以上	2.7以上	2.2以上

B)熱伝導率(λ値)が0.042以上の断熱材(グレードがD4のものは、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

C)吹込み、吹付け製品を施工する場合、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者が行うこと。

Q 屋根断熱も補助対象になりますか？

A 屋根断熱は天井断熱の一種とし、本事業で選択する部位における「天井」とみなします。天井に必要な要件を満たす製品や施工方法を用いて改修してください。なお屋根葺替や屋根・壁の断熱塗装、防水工事等の断熱材を用いない工事は補助対象となりません。

(イ) 玄関ドア

- ・ 玄関ドアは、ガラス・窓・断熱材による改修と同時に導入する場合のみ補助対象とする。
- ・ 改修する場合は、次のA)~C)のいずれかの要件を満たすこと。
A)熱貫流率が4.7W/(m²·K)以下であること。
B)戸と枠の組み合わせが表2のとおりであること。
C)建具内部の断熱材の仕様からA)又はB)と同程度の性能と判断されること。※1
- ・ 市場投入され一般に入手できる製品であること。
- ・ 欄間付き、袖付きは補助対象外とする。※2

※1 添付資料からA)又はB)と同程度の断熱性能があると判断できる場合は対象とするので、事前に相談してください。

※2 玄関ドアを改修する場合はできるだけ開口部の少ないものを採用してください。

表2 補助対象となる戸と枠の組み合わせ

戸の仕様	金属製高断熱フラッシュ構造		金属製断熱フラッシュ構造		金属製フラッシュ構造		金属製ハニカムフラッシュ構造		金属製またはその他	
	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし	複層ガラス	ガラスなし
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
樹脂と金属の複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
金属製またはその他	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

「住宅省エネルギー技術講習テキスト(基準・評価方法論)」令和2年度国土交通省補助事業の表を元に作成

(用語)

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ60mm以上のものをいう。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

【金属製熱遮断構造(建具)】

金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

(3) 補助の対象となる改修の要件

(ア) 改修する居室等と部位について

- ・ 改修する部位は、表3 エネルギー計算結果早見表の組合せ番号から選択し、最低改修率の要件を満たすこと。
- ・ 居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象とならない。
- ・ 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工すること。
- ・ 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、外皮部分(外気に接する部分)のみ補助対象とする。

- ・ 玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス・欄間ガラス等)は改修を要件としない。

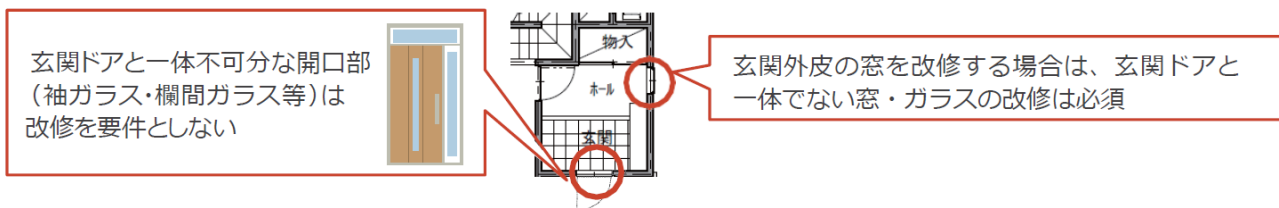


表3 エネルギー計算結果早見表

断熱 部位数	組合せ 番号	部位				最低 改修率(%)
		天井	外壁	床	窓・ガラス	
4部位	1	○	○	○	窓、ガラス	25
3部位	2	○	○		窓、ガラス	25
	3	○	○	○		25
	4		○	○	窓、ガラス	25
	5	○		○	窓、ガラス	25
	6	○	○			25
2部位	7	○		○		25
	8	○			窓、ガラス	25
	9		○		窓、ガラス	40
	10		○	○		40
	11			○	窓、ガラス	40
	1部位	12				窓

■改修率の算出方法について

- ① 住宅の延べ床面積を算出してください。
- ② 断熱改修する居室等と部位を決め、補助対象床面積を算出してください。
【補助対象床面積合計＝改修する居室等の床面積の合計】
- ③ 下記の計算式により、改修率を計算してください。

$$\text{改修率(\%)} = \frac{\text{補助対象床面積合計(m}^2\text{)}}{\text{延床面積(m}^2\text{)}} \times 100$$

※補助対象床面積合計＝表3で選択した部位全て(天井を除く)を改修する居室等の床面積の合計

- ④ 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。
 <確認方法> ③で求めた改修率が早見表の最低改修率より上回っていれば申請ができます。
 <参考例> 天井、外壁、窓・ガラスの3部位改修の場合
 ⇒早見表から、組合せ番号は2、最低改修率は25%となります。
 ⇒③で求めた改修率が25%以上であれば、補助対象となります。

<計算例>

- * 参考例を基に計算
- * 計算は全て小数点第3位切捨て

① 住宅の延べ床面積を計算します。

- ・1階の床面積が77.42㎡
 - ・2階の床面積が66.66㎡の場合
- 延べ床面積 = 144.08㎡



② 補助対象床面積を計算します。

- ・1階の床面積が66.04㎡
 - ・2階の床面積が61.69㎡の場合
- 補助対象床面積 = 127.73㎡



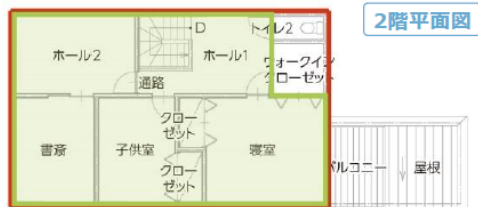
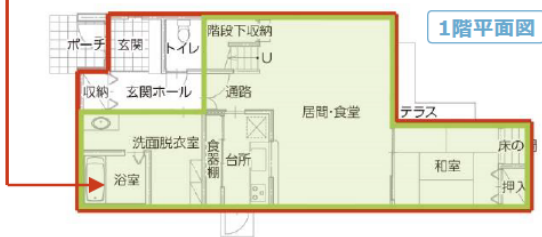
③ 改修率を計算します。

$$\text{改修率(\%)} = \frac{127.73(\text{m}^2)}{144.08(\text{m}^2)} \times 100 = 88.6(\%) \rightarrow 88(\%)$$

小数点第1位は切捨てし整数で表記します。

浴室の床及び玄関等の土間床は断熱改修工事が困難な場合も、当該部分は「補助対象床面積」として改修率へ算入できる。

<参考例>

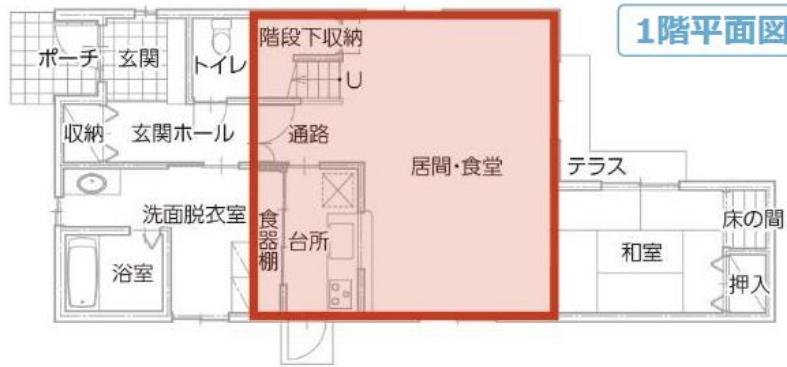


住宅の床面積部



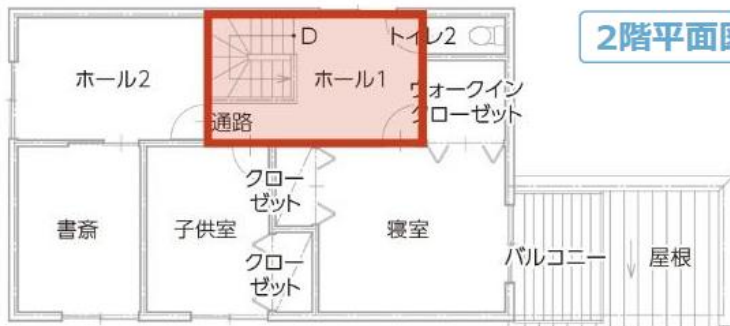
補助対象床面積部

【注意事項】同一空間の考え方



1階平面図

間仕切りがなく、空間がつながっている場合(吹抜け、階段等)は、同一空間と見なし、改修する居室等に含んでください。



2階平面図

1階の居間・食堂を改修する場合は、階段で空間がつながっているホール1も改修する居室等に含む必要があります。

(イ) 窓・ガラスの工法及び施工について

- ・ 窓の改修工法は、カバー工法窓取付※1・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法は、ガラス交換とする。なお、ガラス交換においては熱貫流率(Ug値)1.5以下の製品に限り補助対象とする。

- ・ 以下の窓は改修を要件としない。

換気小窓※2	30×20cm以下のガラス窓
ジャロジー窓※3	ガラスブロック
天窓※4	テラスドア※5
勝手口ドア※5	

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいう。

※2 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

※3 細長い複数のガラスなどを並べた窓をいう。

※4 天窓について、補助対象製品を用いて補助要件を満たす改修を行う場合は補助対象とする。

※5 テラスドア、勝手口ドアについて、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品(製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る)を用いて改修する場合は補助対象とする。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。

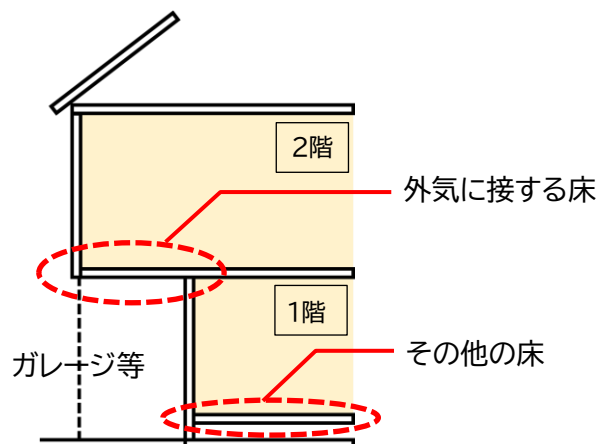
(ウ) 断熱材(天井・外壁・床)の施工について

天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修しなくてもよい(天井全体面積の最大15%まで)。

床改修においては、外気に接する床(張出し床、ガレージ上、アルコーブ等)のみならずその他の床(外気に通じる床裏に接する床)も改修要件とする。(図1参照)

ただし、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修しなくてよい。

図1 改修要件となる床の例



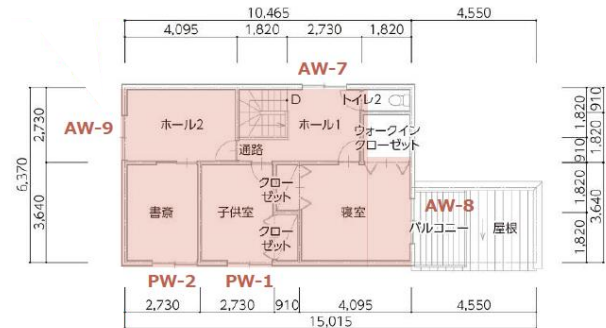
■床断熱の考え方

■■■補助対象床面積部

1階平面図



2階平面図



上記例の【床断熱】施工面積

1階床求積図

2階のホール2、書斎、子供室から投影される1階床部分は断熱改修の対象になる。なお、玄関土間床は改修しなくてよいので、⑤玄関ホール、⑥トイレ1の改修を行う。(図1参照)



2階床求積図

⑦の玄関ポーチ上部は外皮になるので、ホール2床部の改修を行う必要がある。(図1参照)



改修率の計算では「浴室」の床面積を含めていたが、実際に断熱改修をしない場合は、施工面積には含めない。

<【床】施工面積求積表 (1階)>

階	番号	計算式(mm)	断熱改修施工面積(m ²)
1階	①	6,370×6,370	40.5769
	②	4,550×2,730	12.4215
	③	4,095×1,365	5.589675
	④	1,820×1,820	3.3124
	⑤	4,095×1,365	5.589675
	⑥	1,365×1,820	2.4843
1階小計			69.97 445

<【床】施工面積求積表 (2階)>

階	番号	計算式(mm)	断熱改修施工面積(m ²)
2階	⑦	910×1,820	1.6562
2階小計			1.6562

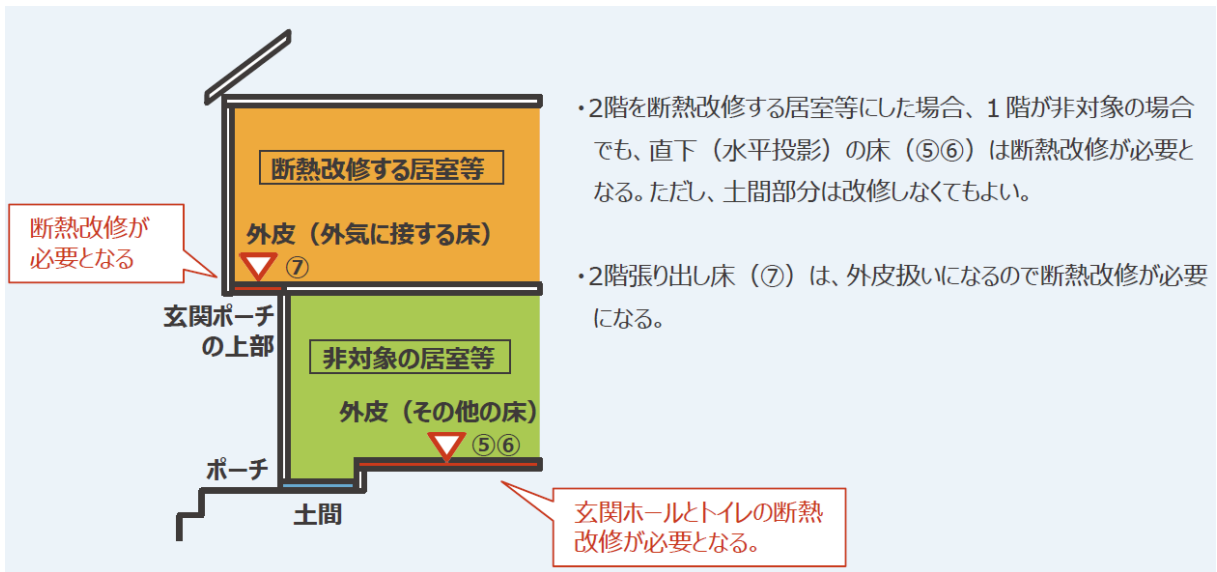
番号は図面等と整合性をとる。

【床】1階2階の施工面積合計：

$$69.97 + 1.65 = 71.62\text{m}^2$$

1階、2階それぞれの施工面積合計の小数点第3位を切捨て、施工面積を算出する。

断熱対象直下床断熱の考え方



(エ) 玄関ドアの改修について

玄関ドアを改修する場合は P4「3. (2)(イ)玄関ドア」に記載されている要件を満たすこと。

(オ) 既設の窓・ガラス・断熱材について

交付申請時、申請する既存住宅に既に一部取り付けてある窓・ガラス・断熱材が、補助対象条件に適合する製品である場合、その部分の改修は要件としないこととする。（この場合、根拠書類の提出を必要とする。）

既に取り付けてある窓・ガラス・断熱材に係る経費は補助対象外とする。

（断熱材については、原則既存の建材を含めず今回設置分で必要な補助条件を確保してください。）

4. 補助金額について

断熱改修工事全体の補助上限額は120万円／戸とします。このうち玄関ドアは、補助上限額5万円／戸とします。

補助対象経費は、見積書などによる補助対象製品（高性能建材：ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）の購入経費及び当該製品の通常の設置に要する工事費とします。（対象の経費は、工事費、設備費、業務費、事務費です。詳細は P.13【参考】補助対象経費の費目等をご覧ください。）

補助金交付申請額は補助対象経費に補助率を乗じた金額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

$$\text{補助金交付申請額(円)} = \text{補助対象経費(円)} \times 2/3 (\text{補助率})$$

なお、消費税・地方消費税は、補助対象経費から除きます。

また、補助対象外の経費の例は以下のとおりですが、判断に迷う場合は、交付申請前に必ず確認してください。

【補助対象外経費の例】

- ・ 既に設置されている(されていた)建材の撤去費用及び処分費用
- ・ 工事に伴う産業廃棄物の処分費用
- ・ 導入した建材の保守費(修繕費用を含む。)やメーカー保証料

※ 国及び本市の他の補助金との併用はできません。

※ 宮城県の「スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金」について、抽選などにより当該補助金の交付を受けられなかった場合でも、本補助金の交付決定額は変更しません。

【参考】補助対象経費の費目等

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

区分	費目	細分	内容
工事費	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

5. 交付申請等の受付・提出期間

補助金の交付を受けるには、①交付申請書、②実績報告書、③請求書の提出が必要です。受付・提出期間内に必要書類を添えて、**杜の都脱炭素センター**(③請求書のみ仙台市環境局先行地域推進室) **まで提出**してください。書類に不備がある場合、提出された書類に記載の連絡先へ、ご連絡します。

(1) 交付申請の受付期間・提出先

受付期間	令和8年4月1日(水)から令和8年12月21日(月)まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※ 提出する書類については、「6. 交付申請に必要な書類」をご確認ください。

【注意点】

- ・ 事業着手前に交付申請書を提出してください。ただし、事前着手届出書(様式第3号)を提出の上、不備がないことを本市が確認した場合は、この限りではありません。
- ・ 申請を受理してから30日以内に審査(書類、必要に応じて現地確認)を行い、交付決定・不交付決定を申請者本人宛てに通知します。なお、書類是正に要する期間は30日に含まれません。
- ・ 申請書類に修正を加える際は、申請者本人の訂正印(申請書に押印した印鑑)が必要です。修正液や修正テープ、手続代行者の訂正印では訂正できません。ただし、軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書類の「捨印」欄への押印にご協力ください(実績報告書も同様です)。
- ・ 市税納付状況確認で市税の完納を確認できなかった場合は、「市税の滞納がないことの証明書」を提出していただく必要があります。未納となっている市税があれば納付のうえ、最寄りの区役所又は総合支所で「市税の滞納がないことの証明書」(一通300円の手数料が必要です)の交付を受けて、仙台市環境局先行地域推進室に提出してください。
- ・ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、交付申請書類のコピーを保管してください(実績報告書も同様です)。

(2) 実績報告書の提出期間・提出先

提出期間	補助対象事業が完了した日から起算して30日以内、又は2月15日(月)のいずれか早い期日まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※ 提出する書類については、本手引きの「7. 実績報告に必要な書類」をご確認ください。

※ 事業者への支払いの完了又は完工のいずれか遅い日が「完了日」となります。

6. 交付申請に必要な書類

(1)必要書類一覧

No.	添付書類	チェック
1	補助金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
2	事業計画書(様式第2号) ・事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類を添付してください(「杜の都脱炭素センター」ホームページに掲載している参考様式を使用することもできます)。	<input type="checkbox"/>
3	申請者が個人の場合は、住民票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)又はこれに代わるもの。(発行日から3か月以内のもの)	<input type="checkbox"/>
4	申請する住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の原本。発行日から3か月以内のものをご用意ください。(登記情報取得サービスから印刷したものは不可)。 なお、住宅の所有者と申請者が異なる場合は、所有者が事業実施に同意していることが分かる書類も提出してください(「杜の都脱炭素センター」に参考様式を公表しています)。	<input type="checkbox"/>
5	補助対象経費が把握できる見積書等(2社以上の見積書を提出するものとし、これにより難しい場合は、その理由を示す書類を添付すること)。 ・見積りの日付・有効期間(交付申請日が有効期間内であること)、補助対象設備の設置場所の所在地を見積書に記載するようにしてください。また、補助対象経費と補助対象外経費が分かるように記載してください。 ・値引きがある場合は、補助対象経費と補助対象外経費で値引き額がわかるように記載してください。 ※「諸経費」、「現場経費」、「経費」等は内訳がわかるように記載してください。	<input type="checkbox"/>
6	総括表兼断熱改修経費明細書(参考様式) 延床面積、補助対象床面積合計、エネルギー計算結果早見表の組み合わせ番号、改修率を記載すること。 メーカー、製品名、熱抵抗値、熱貫流率など改修部位が補助要件を満たしていることを確認できるものとする。	<input type="checkbox"/>
7	関係図面(平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表)又はこれに代わるもの ・ 平面図 (※早見表で組合せ12番を選択した場合は不要) 改修前の1/100~1/50程度の平面図(改修しないフロアも含む)に方位と室名を示して提出してください。 ・ 立面図 (※早見表で組合せ12番を選択した場合は不要) 外壁の断熱改修を実施する場合のみ、東西南北4面がわかる改修後の立面図を提出してください。 ・ 工事計画図面 改修後の1/100~1/50程度の平面図(改修しないフロアも含む)に方位と室名を示して提出してください。 また、窓・ガラスの改修がある場合は明細書に記載した番号と同じ番号を明記してください。	<input type="checkbox"/>

	<p>・ 面積計算表（※早見表で組合せ12番を選択した場合は不要）</p> <p>A)延べ床面積を示したもの。算定式を明記してください。</p> <p>B)補助対象床面積を示したもの。改修率の算定式、改修率を明記してください。 なお、補助対象床面積部は、平面図に着色や網掛けで明示してください。</p> <p>C)部位ごとに、断熱材の施工面積を示したもの。断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示してください。</p> <p>また、番号と施工面積を記載し、総括表兼断熱改修経費明細書の面積計算表番号、施工面積と整合を図ってください。</p> <p>※上記各関係図面は、適宜兼用いただいで構いません。</p>	
8	<p>補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表</p> <p>補助対象事業の実施期間(契約日、着工日、工事期間、完工日、支払い日、実績報告書提出日)が判別できるものとしてください。</p> <p>なお、事業完了日から30日以内、又は2月15日(月)のいずれか早い日までに実績報告が可能となるよう、余裕のあるスケジュールを心がけてください(支払いの完了又は完工のいずれか遅い日が「完了日」となります)。</p>	<input type="checkbox"/>
9	使用材料が指定の仕様又は性能を備えることがわかる書類(カタログなど)	<input type="checkbox"/>
10	CO2 排出削減効果の算定根拠資料(参考様式)	<input type="checkbox"/>
11	<p>工事前の住宅の全景及び改修箇所に係る写真</p> <p>※改修対象としない(改修要件とならない)窓がある場合は、以下を提出してください。</p> <p>・ 「換気小窓」「換気を目的としたジャロジー窓」「ガラスブロック」であることが確認できる写真。</p> <p>・ 「300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓」であることが分かるようにスケールを当てた写真。</p>	<input type="checkbox"/>
12	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

- ・ 既に一部取り付けがある窓・ガラス・断熱材が、補助対象条件に適合する製品である場合、その部分の改修は要件としないことができます。ただし、改修しない場合には、上記6. 交付申請に必要な書類及び7. 実績報告時に必要な書類の内容に沿って、補助対象条件に既に適合していることを示す書類(様式自由)を提出してください。
- ・ 天井・床の面積は壁芯寸法で求積し、小数第3位を切り捨てとしてください。

事業全体の目安の期間を記入してください。添付書類の「予定工程表」と整合をとり、完了日から30日以内、又は2月15日(月)までに実績報告が可能となるよう、余裕のあるスケジュールとしてください。

4 補助対象事業の開始及び完了予定日

開始予定日	完了予定日
令和8年 6月 1日	令和8年 8月 31日

※開始予定日：契約日予定又は工事着工予定日のいずれか早い日

※完了予定日：工事完了予定日又は支払い完了予定日のいずれか遅い日

添付書類にチェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

5 添付書類

(1) 共通

- 事業計画書(様式第2号)(事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類を添付すること)
- 【申請者が個人の場合】住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。発行日から3か月以内のもの)
- 【申請者が民間事業者(届出済事業者を除く。)の場合】商業登記簿履歴事項全部証明書等(発行日から3か月以内のもの)
- 補助対象事業を実施する対象住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の写し等(発行日から3か月以内のもの)
- 【補助対象事業に係る設備利用者と住宅の所有者が異なる場合】所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類
- 【補助対象事業に係る設備利用者がDR/VPP事業に参加する場合】対象住宅に係る供給地点特定番号が分かる書類
- 補助対象経費が把握できる見積書等(原則として2者以上のもの。ただし、これにより難しい場合は、その理由を示す書類)
- CO2削減効果の算定根拠資料
- 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表
- 補助対象事業を実施する対象住宅の施工前の全景写真
- 【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類()

(2) 設備関係

- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】補助対象設備の仕様書又はカタログ
- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】補助対象設備の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。)又はこれに代わるもの
- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】施工前の写真
- 【太陽光発電設備】年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料
- 【蓄電池】蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における対象システムとして、当該補助事業に係る補助金執行団体に登録されていることが分かる書類
- 【高効率給湯器】既に設置している給湯機器を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真(仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。)

- 【既存住宅断熱改修】関係図面（平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表）又はこれに代わるもの
- 【既存住宅断熱改修】使用材料が指定の仕様又は性能を備えることがわかる書類
- 【既存住宅断熱改修】改修箇所に係る写真

6 誓約事項

- 導入する設備は、法令、条例等に適合して設置すること
- 要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと
- 市から導入設備の使用状況報告の要請があった場合は速やかに対応すること
- 補助金受給完了後も、管理台帳により導入設備の善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第17条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと
- 補助対象事業を実施する対象住宅の使用電力を再エネ100%電力にすること
- 太陽光発電設備を導入する場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと
- 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助金を活用して取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- DR/VPP事業に参加する場合は、当該事業への申込状況や機器の制御状況等（匿名情報に加工したもの）について、市が東北電力株式会社に対し照会することに同意すること。
- 導入設備に関する使用状況等のデータの提供、アンケート等への回答に協力すること

宣誓事項をよく確認してからチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

7 市税納付状況確認

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を、
先行地域推進室が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な下記の情報について記入をお願いします。

■ 個人の場合

・ 生年月日（昭和**年 *月 *日）

※個人事業主の方は次の2点についても記入をお願いします。

・ 事業所所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・ 事業所名称・屋号

□ 法人格を有する場合

・ 本店や主たる事務所の所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・ 本店や主たる事務所の名称

（申請者と同一の場合は記入不要）

・ 法人番号（13桁）

※ 同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限り、）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください）。

8 設備の設置等を行う者

法人等名称	株式会社***工務店
代表者役職・氏名	代表取締役 定禅寺 通
担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
住所又は所在地	仙台市泉区**町*丁目**番地
届出済事業者番号	***
電話番号	090-****-****
E-Mail	***@**.co.jp

設備の設置等について、住宅の居住者と契約する事業者の情報を記入してください。
また、届出済事業者番号は「杜の都脱炭素センター」のホームページに公表しています。
※未届け事業者による設備の設置は、原則として補助の対象外となります。

9 手続きの代行

私は、要綱第 14 条に基づき、申請手続きについて以下の者を代理人と定め、手続きの代行を依頼します。

法人等名称	株式会社***工務店
代表者役職・氏名	代表取締役 定禅寺 通
担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
住所又は所在地	仙台市泉区**町*丁目**番地
届出済事業者番号	***
電話番号	090-****-****
E-Mail	***@**.co.jp

申請手続きの代行を依頼する場合は、記入してください。

携帯電話等の日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

※代行を依頼する場合のみ記入

10 申請代行者による申請者に対する説明の確認

本件の申請者より、要綱第 14 条に基づく申請手続きの代行を依頼されましたので、補助対象事業の内容、申請に当たっての誓約事項及び市税納付状況の確認に係る同意事項について十分に説明し、行政書士法第 19 条（業務の制限）に抵触しない範囲で申請手続きを代行します。

申請代行者（担当者氏名）（自署）

杜野 都

担当者氏名を自署で記入してください。

令和 8 年 1 月 1 日より、業務の制限規定における文言の追加等を行った改正行政書士法が施行されました。詳しくは下記の総務省ホームページをご参照ください。

総務省HP：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyouseishoshi/index.html

(3)事業計画書(様式第2号)の記入方法

様式第2号(第8条第1項)

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。



事業計画書

提出日
(交付申請書とあわせること)

令和8年*月*日

申請者名 松井 泉

該当するものにチェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。

1 補助対象事業の概要

導入予定の補助対象設備	導入手法
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> HEMS	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者実施

2 補助対象経費等の概要

導入設備の「4 補助対象設備の内容」
A 「補助対象経費の合計」の合計
B 「他補助金額」の合計
を記入してください

事業全体	
A 補助対象経費の合計	2,600,000 円(税抜)
B 活用予定の他補助金の合計	0 円(税抜)
C 交付申請額の合計	1,200,000 円(税抜)

3 現在の電力使用状況

申請日の直近1年間の電気料金の請求書、電力会社の契約者専用ウェブサイトなどを確認して入力してください。

直近1年間の電力使用量 *,***kWh

4 補助対象設備の内容

次ページから、各設備の詳細を記載します。なお、提出するのは、申請する設備のページのみで差し支えありません。

既存住宅断熱改修に係る補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	***,*** 円
		一般管理費	***,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		***,*** 円
測量及試験費		***,*** 円	
設備費	設備費		***,*** 円
業務費	業務費		***,*** 円
事務費	事務費		***,*** 円
A 合計			2,600,000 円
A-1	うち、断熱材、窓・ガラス	2,300,000 円	
A-2	うち、玄関ドア	300,000 円	
B-1	他補助金の活用予定 （断熱材、窓・ガラス）	他補助金名	—
	※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	0 円
B-2	他補助金の活用予定 （玄関ドア）	他補助金名	—
	※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	0 円
C	補助対象経費の合計（= (C-1) + (C-2)）		2,600,000 円
C-1	うち、断熱材、窓・ガラス（= (A-1)-(B-1)）		2,300,000 円
C-2	うち、玄関ドア（= (A-2)-(B-2)）		300,000 円
D	交付申請額【千円未満切捨て】		
	・玄関ドアがない場合		
D-1	C×2/3又は120万円のいずれか小さい額		
	・玄関ドアがある場合		
D-2	D-2とD-3の合計金額	玄関ドアがある場合	
D-2	(C-1)×2/3又は120万円-(D-3)の いずれか小さい額	D-2：2,300,000×2÷3又は120万 円-5万円の小さい額、D-3：5万円より	
D-3	(C-2)×2/3又は5万円のいずれか小さい額	D-2とD-3の合計金額：1,200,000	
	※上限120万円/戸。うち玄関ドアは、上限5万円/戸。		1,200,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようにご留意ください。

計算内容の分かる添付書類（参考様式2など）と整合をとってください。

断熱改修の実施による効果等

D 断熱改修の実施によるCO2削減効果	**.*	t-CO2/年
---------------------	------	---------

(4)(参考様式)総括表兼断熱改修経費明細書の記入方法

・ 3 明細書(断熱材)

部位	面積計算表 番号	構成	メーカー名	製品名
天井 ※		1層目		
		2層目		
		1層目		
		2層目		
外壁		1層目		
		2層目		
		1層目		
		2層目		
床		1層目		
		2層目		
		1層目		
		2層目		

使用する補助対象製品のメーカー名、製品名を省略せずに入力してください。

天井、外壁、床の部位毎に面積計算表に記載した番号を記入してください。製品・仕様が同じで施工面積と補助対象経費が合算されているものについては1行にまとめて○～○などと記載いただいても構いません。

熱伝導率 (λ値 W/m ² ・K)	厚み (mm)	熱抵抗値 (R値 m ² ・K/W)	合計熱抵抗値 (m ² ・K/W)	性能要件 (R値 m ² ・K/W)	適合可否
				2.7 以上	
				2.7 以上	
				2.7 以上	
				2.7 以上	

使用する補助対象製品の熱伝導率と厚みを入力してください。熱抵抗値と適合可否が自動表示されます。

施工面積を記入してください。

施工面積 (m ²)

・ 4 明細書(窓)

工事計画図 の窓番号	メーカー名	製品名

工事計画図面に記載した番号を記入してください。
ガラスについても同様に記入してください。

使用する補助対象製品のメーカー名、製品名を省略せずに入力してください。
ガラス、玄関ドアについても同様に記入してください。

熱貫流率 (Ug値 $W/m^2 \cdot K$)	性能要件 (熱貫流率 Ug値 $W/m^2 \cdot K$)	適合可否
	1.5 以下	
	1.5 以下	
	1.5 以下	
	1.5 以下	

使用する補助対象製品の熱貫流率を記入してください。適合可否が自動表示されます。
ガラス、玄関ドアについても同様に記入してください。

7. 実績報告に必要な書類

(1)必要書類一覧

No.	添付書類	チェック																							
1	補助金実績報告書(様式第9号) 注)申請者印は、交付申請時に用いたものと同じものとしてください。	<input type="checkbox"/>																							
2	契約書等の写し ・電子契約の場合は、電子契約したことの証明書(合意証明書、タイムスタンプ等)も提出してください。	<input type="checkbox"/>																							
3	領収書の写し等 ・申請者の氏名(フルネーム)及び設置工事に係る費用を負担したことが分かる内容を記載したものとしてください。 ・補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書又はこれに代わるものを一緒に提出してください(領収書に「内訳は見積番号****のとおり」等の記載があり、交付申請時の見積番号と一致する場合は、内訳不要)。	<input type="checkbox"/>																							
4	<p>出荷証明書及び保証書等の写し 【出荷証明書、施工証明書】 ・建材ごとに以下書類を提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">建材</th> <th>必要書類</th> <th>発行者</th> <th>参考様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">断熱材</td> <td>吹込み・吹付け製品</td> <td rowspan="6">出荷証明書</td> <td rowspan="6">元請け業者 への販売業者 (商流上の 直前店)</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>吹込み・吹付け製品 以外又は 真空断熱材</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">窓</td> <td>外窓交換</td> <td rowspan="3">11</td> </tr> <tr> <td>カバー工法</td> </tr> <tr> <td>内窓取付</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>ガラス交換</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>玄関ドア</td> <td></td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>・参考様式に記載の内容が確認できるものとしてください。 【保証書】 ・窓、ガラス、玄関ドアによる改修の場合は提出してください</p>	建材		必要書類	発行者	参考様式	断熱材	吹込み・吹付け製品	出荷証明書	元請け業者 への販売業者 (商流上の 直前店)	9	吹込み・吹付け製品 以外又は 真空断熱材	10	窓	外窓交換	11	カバー工法	内窓取付	ガラス	ガラス交換	12	玄関ドア		13	<input type="checkbox"/>
建材		必要書類	発行者	参考様式																					
断熱材	吹込み・吹付け製品	出荷証明書	元請け業者 への販売業者 (商流上の 直前店)	9																					
	吹込み・吹付け製品 以外又は 真空断熱材			10																					
窓	外窓交換			11																					
	カバー工法																								
	内窓取付																								
ガラス	ガラス交換			12																					
玄関ドア		13																							
5	補助事業の実施状況を示す写真	<input type="checkbox"/>																							
6	補助事業者が買取再販事業者等であって、補助事業を実施した住宅を住宅購入者に販売する場合、本補助金による補助金相当分が住宅購入者に還元されたことが分かる書類	<input type="checkbox"/>																							
7	その他市長が必要と認める書類(該当する場合のみ)	<input type="checkbox"/>																							

(2) 実績報告書(様式第9号)の記入方法

様式第9号 (第12条関係)

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金実績報告書



令和8年*月*日

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地 **仙台市泉区紫山*丁目**番地**

電話番号 *****-***-*****

E-Mail *******@***.co.jp**

申請者の氏名又は名称 **松井 泉**

認印 (シャチハタ不可。捨印と同じもの)
交付申請時と同じ印を使用してください



令和8年*月*日付け仙台市 (**R8環脱先**) 指令第******号により交付決定を受けた補助事業について、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

交付決定通知書に記載されている情報を転記してください。

1 補助事業の実績を報告する対象住宅の所在地

仙台市泉区紫山***丁目**番地**

該当するものにチェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。

2 補助対象事業の概要

導入した補助対象設備	導入手法
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> HEMS	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者実施

3 補助対象経費等の概要

事業全体	
A 補助対象経費の合計	2,600,000 円 (税抜)
B 活用する他補助金の合計	0 円 (税抜)
C 交付決定額の合計	1,200,000 円 (税抜)

4 補助事業の開始及び完了の日

開始日 令和8年*月*日 完了日 令和8年*月*日

5 交付決定又は変更承認の内容から変更があった場合の変更内容

No.*の寸法 変更前：****×****mm 変更後：****×****mm
金額の変更なし。(契約後の実測での精査による。)

切替予定の再エネ100%電力プランの名称を記載してください(東北電力の契約プランは「仙台市再エネ電気[実質再エネ]」となります)。

切替月は、遅くとも補助金を活用して設備を導入した年度の翌々年度4月としてください。

6 再エネ100%電力の契約(予定)状況

再エネメニュー切替月	年 月 (予定: 令和10年4月)
契約先(電力会社)	**電力
契約プラン	***スマートプラン

【補助事業者が東北電力の提供する再エネメニューを申し込む場合】
以下のことを誓約します。

市が電力供給の契約状況を東北電力株式会社に対し照会することに同意すること

内容をよく確認して、チェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。
申請者が初期ゼロ事業者の場合、利用者本人が宣誓事項のチェック(塗りつぶし又はレ点)、押印等を行ってください。

【補助事業者が初期費用ゼロサービス事業者で電力の提供する再エネメニューを申し込む場合】
以下のことを誓約します。

市が電力供給の契約状況を東北電力株式会社に対し照会することに同意すること

初期費用ゼロサービス利用者の氏名 印

7 DR/VPP事業への参加申込状況(当該事業に参加しない場合は記入不要)

申込完了年月	年 月
--------	-----

※ 申込完了後に実績報告を行ってください。

8 添付書類

(1) 共通

添付書類にチェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

- 契約書等の写し(補助事業者が初期費用ゼロサービス事業者の場合にあっては、当該初期費用ゼロサービス事業者と設備の施工等を行う事業者との間で締結される契約書又はこれに代わるもの)

- 領収書の写し等。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの
- 補助事業に係る設備利用者がDR／VPP事業に参加する場合は、当該事業に参加することが分かる書類
- 導入した設備等に係るメーカーが発行する出荷証明書、納品書又は保証書等の写し
- 【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類（ ）

(2) 設備関係

- 【太陽光発電設備】導入設備の次の部分について、設置後の写真
 - ア 全ての太陽電池モジュール
 - イ パワーコンディショナ(出荷証明書等の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること)
- 【太陽光発電設備】全ての太陽電池モジュールに係る出力対比表等
- 【太陽光発電設備】導入設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類)又はこれに代わるもの
- 【蓄電池】導入設備の次の部分について、設置後の写真(出荷証明書等の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること)
 - ア 蓄電池本体
 - イ パワーコンディショナ
 - ウ 蓄電システム付帯のDC／DCコンバータ
- 【蓄電池】導入設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類)又はこれに代わるもの
- 【HEMS・高効率給湯器】導入設備について、設置後の写真(出荷証明書等の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること)
- 【HEMS・高効率給湯器】導入設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類)又はこれに代わるもの
- 【既存住宅断熱改修】補助事業の実施状況を示す写真
- 【既存住宅断熱改修】補助事業者が買取再販事業者等であって、補助事業を実施した住宅を住宅購入者に販売する場合、本要綱による補助金相当分が住宅購入者に還元されたことが分かる書類

9 補助対象設備の内容

次ページから、各設備の詳細を記載します。なお、提出するのは、申請する設備のページのみで差し支えありません。

既存住宅断熱改修に係る補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	***,*** 円
		一般管理費	***,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		***,*** 円
測量及試験費		***,*** 円	
設備費	設備費		***,*** 円
業務費	業務費		***,*** 円
事務費	事務費		***,*** 円
A 合計			2,600,000 円
A-1 うち、断熱材、窓・ガラス			2,300,000 円
A-2 うち、玄関ドア			300,000 円
B-1 他補助金の活用予定 （断熱材、窓・ガラス）			
		他補助金名	—
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	0 円
B-2 他補助金の活用予定 （玄関ドア）			
		他補助金名	—
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	0 円
C 補助対象経費の合計（=（C-1）+（C-2））			2,600,000 円
C-1 うち、断熱材、窓・ガラス（=（A-1）-（B-1））			2,300,000 円
C-2 うち、玄関ドア（=（A-2）-（B-2））			300,000 円
D 交付申請額【千円未満切捨て】			
・玄関ドアがない場合			
D-1 $C \times 2 / 3$ 又は 120 万円のいずれか小さい額			
・玄関ドアがある場合			
D-2 と D-3 の合計金額			
D-2 $(C-1) \times 2 / 3$ 又は 120 万円 - (D-3) の いずれか小さい額			
D-3 $(C-2) \times 2 / 3$ 又は 5 万円のいずれか小さい額			1,200,000 円
※上限 120 万円/戸。うち玄関ドアは、上限 5 万円/戸。			

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようにご留意ください。

断熱改修の実施による効果等

D 断熱改修の実施による CO2 削減効果	**.*	t-CO2/年
-----------------------	------	---------

8. 補助金の交付

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でご確認をお願いします。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで14日程度期間を要する場合があります。特に年末と年度末は会計処理が集中するため、振り込みまでお時間をいただく場合があります。

【請求書記載例】

様式第 11 号 (第 16 条関係) 額確定通知書の発行日以降の日にち

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付請求書

令和*年*月*日

(あて先) 仙台市長

〒****-****

申請者の住所又は所在地 仙台市泉区紫山*丁目**番地

電話番号 ***-***-***

E-Mail *****@***.co.jp

申請者の氏名又は名称 松井 泉

交付額確定通知書を確認の上ご記入ください

令和*年*月*日付仙台市 (R*環脱先) 指令第**号で交付額の確定の通知がありました標記の補助金について、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付額確定通知書の「補助金の交付確定額」と同じ金額

1 補助事業の名称	仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)
2 交付確定額	金 2,500,000 円
3 請求額	金 2,500,000 円

「支店」の場合は「支」をご記入ください。「店」がつかない場合は「店」を削除(見え消しも可)してください

振込先銀行	**** 銀行							**** 支店						
	1 普通	2 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7				
口座名義	フリガナ													
	マ ツ イ イ ズ ミ													
松井 泉														

口座番号は7桁でご記入ください

交付申請者と同じ名義としてください。

※口座の名義や番号を確認できるもの(通帳の写し等)を添付してください。

銀行名、店名、種類、口座番号、名義が確認できるインターネットバンキングの画面のスクリーンショットも可

9. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、補助金により取得した設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、本市へ財産処分承認申請書(様式第12号)を提出し、承認を受けなければなりません(※)。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。事前に仙台市環境局先行地域推進室までお問い合わせください。

※取得単価が50万円未満の財産は処分制限対象外ですが、補助事業の完了後においても管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければなりません。

10. 再エネ100%電力契約状況の報告

補助事業により設置した設備利用者等は、本市から提出を求められた場合、本市が指定する期日までに、再エネ100%電力契約状況報告書(様式第14号)の提出が必要です。

11. 補助事業完了後の市への協力

補助事業が完了した方に対しては、補助事業の効果を確認するため、導入した設備の使用状況等のデータの提供にご協力いただくことがあるほか、市が取り組んでいる「脱炭素都市づくり」や「資源循環都市づくり」の推進に向け、当該事業に関するアンケート等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

12. 添付する写真撮影時の注意点

- ・ カラーの写真を提出してください。
- ・ 全景写真は建物の全体が見えるように撮影してください。
- ・ 窓断熱の場合は、室内側からカーテンを開けた状態で、窓全体が見えるように、工事箇所毎に1枚撮影してください。
- ・ 天井・外壁・床の断熱改修の場合は、断熱材の種類毎及び施工部位毎に代表的な施工写真を撮影してください。同じ箇所に断熱材を複数使用する場合は、使用する断熱材が全て見えるように撮影してください。仕上げ材施工前の断熱材を撮影してください。

- ・ (参考様式)写真台帳

住宅全景	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="font-size: small;">交付申請</p> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-top: 50px;">住宅の全景写真</div> </div>	<p>現場名 **様邸 太陽光等工事</p> <hr/> <p>撮影場所 住宅南側歩道</p> <hr/> <p>工事内容 施工前</p> <hr/> <p style="text-align: center;">住宅全景</p> <hr/> <hr/> <p>No.* (どの場所かわかるように 写真と図面对応する番号を記入)</p> <hr/> <hr/> <p>撮影日 令和*年*月*日</p>

断熱改修 ※ページが足りない場合はコピーして使用して下さい	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="font-size: small;">交付申請</p> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-top: 50px;">施工前</div> </div>	<p>現場名 **様邸</p> <hr/> <p>撮影場所 No.* 室名</p> <hr/> <p>部位 天井・外壁・床・</p> <hr/> <p style="text-align: center;">窓・ガラス・玄関ドア</p> <hr/> <p>※No.は対応する図面番号を記入</p> <p>※窓の場合はカバー工法・外窓交換・</p> <p style="text-align: center;">・内窓取付のいずれかを記入</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">型番：*****</p> <hr/> <p>撮影日 令和*年*月*日</p>

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="font-size: small;">実績報告</p> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-top: 50px;">施工後</div> </div>	<p>現場名 **様邸</p> <hr/> <p>撮影場所 No.* 室名</p> <hr/> <p>部位 天井・外壁・床・</p> <hr/> <p style="text-align: center;">窓・ガラス・玄関ドア</p> <hr/> <p>※No.は対応する図面番号を記入</p> <p>※窓の場合はカバー工法・外窓交換・</p> <p style="text-align: center;">・内窓取付のいずれかを記入</p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">型番：*****</p> <hr/> <p>撮影日 令和*年*月*日</p>
---	--